

各指標の算定結果

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

－ (赤字なし)

実質赤字比率は、一般会計等に生じている赤字の大きさを、村の財政規模に対する割合で表したものです。

本村では、一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率は該当ありません。

(算式)

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※標準財政規模 … 標準的に収入が見込まれる税金や地方交付税などの一般財源の規模を示すものです。

(単位：千円)

区 分	収 支
①一般会計	372,359
②一般会計に属する特別会計	なし
合計 (①+②)	372,359

標準財政規模

3,280,591

=

【参考値】

黒字
(11.35%)

早期健全化基準
赤字
> 15.00%